



令和5年6月30日

各位

上場会社名	株式会社レイ
代表者	代表取締役社長 分部 至郎
(コード番号)	4317)
問い合わせ先	取締役 天野 純
(TEL)	03-5410-3861)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、令和5年6月30日付で関東財務局に提出いたしました令和5年2月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、当連結会計年度の決算作業を進めるなかで、当社従業員による着服行為が行われていた疑いが判明したため、令和5年4月14日から利害関係を有しない外部の有識者から構成される第三者調査委員会を設置し、調査を開始いたしました。

第三者調査委員会からの調査報告書により、当該従業員が仮装取引及び背任行為による売上原価の過大計上をし、会社資金の詐取を行った事実等が判明いたしました。これにより当社は、当該従業員による不適切な行為が当社決算に与える影響額を調査しました結果、重要な影響のある過年度決算を訂正し、令和4年2月期有価証券報告書及び令和4年2月期の第3四半期から令和5年2月期の第3四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。なお、重要な影響のない令和4年2月期の第2四半期以前の決算については訂正しておりません。

当社は、第三者調査委員会からの本件事案に関する原因分析及び再発防止策に関する提言も踏まえ、当社としての対応を行っていく所存です。本件事案の原因は、当社が従来行っていたイベント等の企画・制作等とは異なる新規案件を実施するにあたり、当該案件の性質の分析を十分に行わないまま、従来のイベント等の企画・制作等に係る統制を援用したため、上位者によるモニタリング効果を損なったことに起因する業務プロセスの内部統制の不備であり、財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

2. 事業年度末日までに是正できなかった理由

上記の開示すべき重要な不備は、当該事実の判明が当事業年度の末日以降であったため、当事業年度の末日までに是正することができませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、これらの開示すべき重要な不備を是正するために、第三者調査委員会の指摘・提言を踏まえ、以下の再発防止策を講じて、適切な内部統制の整備および運用を図ってまいります。

- ・ 事前の案件ごとの適切な利益設定及び実行予算管理の徹底
- ・ 外注登録時審査の強化、不正加担に対する拒否要請及び通報窓口の設置
- ・ 社員研修等における規程等の周知徹底
- ・ 内部監査機能の強化
- ・ 会計監査人との連携強化及び事実確認の徹底

4. 連結財務諸表および財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、全て連結財務諸表および財務諸表に反映しております。

5. 連結財務諸表および財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見となっております。

以 上